

# SGEC 分別・表示事業体審査報告書

有限会社 藤木産業

平成 2 2 年 6 月

(社)全国林業改良普及協会

## 目 次

I. 有限会社 藤木産業の概要・確認資料一覧

II. 審査経過・写真

III. 審査における判定事由書

IV. 添付資料（主な確認資料）

V. 審査判定表

## I. 有限会社 藤木産業の概要

1. 申請者名称 : 有限会社 藤木産業  
代表取締役 藤木達也  
(所在地) 熊本県人吉市蓑野町101番地
2. 認定事業体名 有限会社 藤木産業
3. 認定対象業種 素材生産・販売
4. 沿革・概要

### 【沿革・概要】

有限会社 藤木産業は、先代の社長が昭和34年に藤木木材として創業し、主に国有林の育林事業を請け負う。その後、昭和54年に(有)人吉造林の設立に加わり、造林・素材生産と事業を拡大し、先代から引き継いだ現代表取締役が、平成12年11月に有限会社 藤木産業を設立。この頃から、高性能林業機械の導入を開始し、素材生産量を増加させるとともに、従業員の作業軽減を図ることに努める。

現在は、国有林の素材請負の受注も増え、民有林も県内・県外へと事業を拡大している。同社の今後の目標は、素材生産から流通ルートも開拓し伐採後の育林も自社で行い、持続可能な山林経営を行いたいとしている。

昭和32年10月	藤木寅雄 創業
平成12年11月	(有)藤木産業 藤木達也 設立
	現在に至る

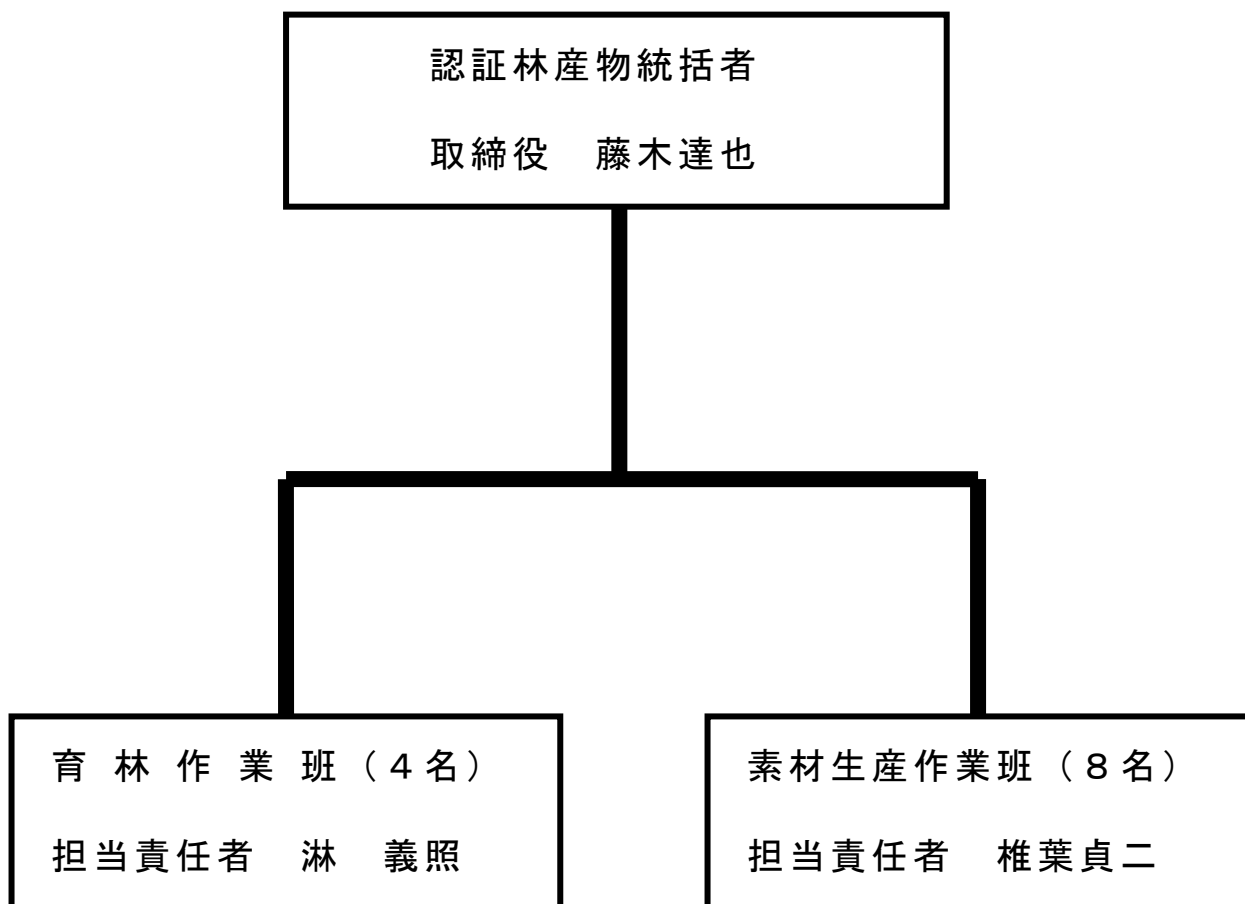
○設 立 昭和12年11月

○資 本 金 300万円

○年間売上高 7000万円

○従業員数 現場12名、事務員1名 計13名 平均年齢 44.3歳

○作業班体制



○取得資格等一覧

・林業架線作業主任者	7名
・車両系建設機械運転技能講習	11名
・玉掛け技能講習修了者	11名
・はい作業主任者技能講習終了者	9名
・チェーンソー特別教育	11名
・刈払機取扱作業教育	11名
・危険物取扱者	2名

○所有機械

No.	機 械	ベースマシン	アタッチメント	導入時期
1	プロセッサ	コベルト SK135SR	イワフジ GR35A	H12/11
2	プロセッサ	コベルト SK135SR	イワフジ GR35A	H18/07
3	グラップル	三菱 312B	南星 BHS10KMR	H20/11
4	グラップル	三菱 311DRR	南星 BHS10KMR	H20/07
5	スイングヤーダ	コベルト SK135SR	イワフジ GS90LHV	H22/03
6	バックフォー	三菱 MM458		H20/11
7	フォワーダ	イワフジ U-4A		H16/06

5. 木材・木製品の年間取扱実績

○期間(1年) 平成20年11月1日～平成21年10月31日

○木材・木製品の取扱量 原木(原料)取扱量 5, 107.7 m<sup>3</sup>

○原木入荷先／九州森林管理局熊本南部森林管理署管内(人吉市西間上町)  
民有林(球磨郡一勝地、伊佐市大口町)

○原木出荷先／(株)人吉素材流通センター(球磨郡相良町柳瀬)

## 6. 分別・表示管理体制

認定事業体としての有限会社藤木林業の役割は、管轄地域内の認証森林(九州森林管理局熊本南部森林管理署管内等)での伐採、搬出、山土場検収、運材までを想定している。これらの行程は、認証森林であることの確認を怠らなければ、分別・表示は容易である。

有限会社藤木産業では、SGEC認証林産物総括管理責任者のもと、「SGEC分別・表示システムの諸規程に則り、認証森林から産出された林産物の適切かつ効率的な利用を目的」とした一元的な「認証林産物の分別・表示管理方針書」及び「認証林産物の分別・表示管理計画」、「認証林産物生産・出荷管理計画」を定めて、作業工程での分別・表示管理の徹底を図っている。

なお、素材生産は、持続可能な森林経営の行われている森林内での作業であることから、実行段階でのマニュアルである「「認証森林」伐採・搬出作業マニュアル」を作成し、現場職員に対する分別・表示管理の徹底と、「持続可能な森林経営」に対する教育・指導体制を執っていることを確認した。

### (主な確認資料)

- ・ 認証林産物の分別・表示管理方針書
- ・ 認証林産物の分別・表示管理計画図
- ・ 認証林産物の分別・表示管理体制
- ・ 「認証森林」伐採・搬出作業マニュアル

## II. 審査経過・確認資料一覧・写真

### 1. 有限会社 藤木産業の審査経過

有限会社 藤木産業の審査は、(社)全国林業改良普及協会認証審査センターの兒島裕、野田昭一、宇佐美均の3名が行った。

#### 【審査申込】

平成22年4月26日／審査申込

(内 容)

1. SGEC 分別・表示システム運営規程及び実施要領説明
2. 全林協の審査手順についての説明
3. 審査申込書の受付、関連資料の確認

#### 【認定審査】

平成22年5月25日／書類確認及び現地確認

(場 所)

有限会社 藤木産業事務所、素材生産現場

(審査員)

(社)全国林業改良普及協会	専門審査員	原山洋士
同	同	小邦 徹
同	審査員	宇佐美均

(出席者)

有限会社 藤木産業 取締役 藤木達也

(内 容)

1. 有限会社 藤木産業事務所において、提出された書類及び資料を受けるとともに、森林認証・分別表示についての説明を行い、SGEC 分別・表示システム諸規定の遵守意志を確認した。
2. 事業の概要、事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の管理計画、分別・表示管理の体制等について説明を受け、併せて関連資料の審査を行った。
3. 作業現場を順次調査し、伐採、搬出、選別、保管、出荷における安全・林地保全対策、木材の流れ、および現場管理の仕組み等について確認を行った。
4. 現場担当者に事業体認定を取得した後の分別・表示の考え方や管理方針、認証林産物の管理計画、分別・表示管理体制等について聞き取りを行い、実行意思を確認した。

## 【審査判定】

平成 22 年 6 月 25 日

### (委員名)

元東京大学教授・農学博士	山根 明臣
元東京農業大学教授・農学博士	河原 輝彦
木構造振興株式会社代表取締役・農学博士	西村 勝美
東京農工大学教授・農学博士	土屋 俊幸
(社)林木育種協会理事	真柴 孝司

### (事務局)

(社) 全国林業改良普及協会	専務理事	渡辺 政一
同	認証審査センター	児島 裕
同	認証審査センター	野田 昭一
同	認証審査センター	宇佐美 均

### (内 容)

1. 現地認定審査の結果を報告するとともに、SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき設定した「審査要件」について審査判定を行った。
2. 提出資料、生産現場での管理の仕組み、審査判定表による判定の内容等からいって、申請者は認定に値する事業体であるものと認められた。

## Ⅲ. 有限会社 藤木産業の審査における判定事由書

SGEC の定める「認定審査」基準事項に基づき、全林協「SGEC 事業体認定基準・指標」の 15 項目を審査要件とした。

これら「審査要件」に基づいて「認定審査」を行い、審査委員会に諮ったところ、有限会社 藤木林業は、認定に値する事業体であるとして判定された。

なお、審査委員会により、認定取得後の「向上目標」として下記が付記された。

### 【向上目標】

1. 認証林産物の取扱はこれからであることから、関係職員に対し、十分な教育・研修を図り、分別・表示管理方針書の趣旨を徹底すること。 (基準 2-4)
2. 詳細な産地情報を求める消費者の要望が、高まってきていることから、川上事業体として、「認証材産地出荷証明書」など、より詳細な情報の記録・保存に努めること。 (基準 4-3)